

ほろのへの窓

幌延町広報誌

2022
10
月号

No.696



幌延町ウェブサイト

<https://www.town.horonobe.lg.jp/>



今月の表紙

今月号の表紙は、第48回町民マラソン大会です。

出場者たちは爽やかな汗を流しながらコースを走り切りました。



公共施設電話番号(告知端末)

● 幌延町役場	代表電話	5-1111
総務財政課	直通	5-1111(5-8811)
住民生活課	直通	5-1112(5-8812)
保健福祉課	直通	5-1113(5-8813)
(保健センター)	直通	5-1790(5-1790)
企画政策課	直通	5-1114(5-8814)
産業振興課	直通	5-1115(5-8815)
建設管理課	直通	5-1116(5-8816)
教育委員会	直通	5-1117(5-8817)
議会事務局		5-1111(5-8818)
● 問寒別出張所		6-5006(6-5006)
● 認定こども園		5-1254(5-1254)
● 国保診療所		5-1221(5-1221)
● 給食センター		5-1366(5-1366)
● 幌延生涯学習センター		5-1321(5-1321)
● 総合体育館		5-2111(5-2111)
● 消防幌延支署		5-1159(5-1159)

QRコードを読み込むと幌延町のホームページを見ることができるよ。過去の広報誌もあるから読んでみてね。



幌延町ウェブサイト



広報ページ

もくじ

- 3 - 幌延町長選挙について/北海道と市町村は滞納者に対し共同で催告書を発付します/観光列車「ひとめぐり号」が運行されます!
- 4.5 - 「幌延町における深地層研究に関する協定書」の履行状況について
- 6.7 - 幌延町新型コロナウイルス感染症経済対策についてのお知らせ
- 8~12 - 幌延町の家計簿~令和3年度決算報告~
- 13~16 - 幌延町人事行政の運営等の状況について
- 17 - 幌延深地層研究センター「地下の研究現場から」第28回-処分場を安全に埋め戻すには?
- 18.19 - 情報<インフォメーション>-10、11月運転免許更新時講習のお知らせ/排水工事責任技術者資格登録のお知らせ/行政相談・人権心配ごと相談特設相談所の開設 など
- 20 - まちの話題-長寿の方にお祝品などを贈呈/認定こども園・へき地保育所運動会/抗原検査キット・アルコール消毒液の寄贈について
- 21 - 地域おこし協力隊通信VOL.82
- 22 - ねんきん通信
- 23 - 町民くらしのカレンダー など
- 24 - 八月定例俳句会作品/春の全道火災予防運動 など



まちのうごき

令和4年8月末日現在 ※()内は前月比



男	1,142 (-2)
女	1,061 (+4)
合計	2,203 (+2)

世帯数 1,230 世帯 (+3)

11月20日(日)は「幌延町長選挙」の投票日です！

町長の任期が12月13日に満了することに伴い、町長選挙を11月20日(日)に行います。

立候補を予定されている方や有権者の方のそれぞれが選挙のルールをしっかりと守り、明るい選挙を実現しましょう。

なお、立候補者届出事務説明会は11月1日(火)に予定しています。詳細につきましては、告知端末機でお知らせします。



お問い合わせ先:幌延町選挙管理委員会(役場総務財政課内) 電話 5-1111 告知端末機 5-8811

北海道と市町村は滞納者に対し共同で催告書を発付します

北海道と市町村は、個人住民税の収入確保を図るため、全道統一的な滞納整理の取組みとして、個人住民税を滞納している方に共同で催告書を発付します。個人住民税を滞納している方はすみやかに納税してください。

お問い合わせ先

町税に関すること:住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812

道税に関すること:〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27

北海道宗谷総合振興局 税務課 電話 0162-33-2519

観光列車「ひとめぐり号」が運行されます！



北海道の鉄道活性化のひとつとして、北海道を周遊し、ひとめぐりするなかで沿線の方と巡り合い旅をする「ひとめぐり号」(稚内～函館間)が運行され、幌延駅には下記の日程で停車します。「出会い」をコンセプトにした列車へ幌延駅でのお手振りなど、住民の皆さまと出来るおもてなしを予定しており、ホロベーも登場の予定です。皆さまの参加をお待ちしております。



2022.10.8 (土) 稚内発函館行き
【幌延駅停車時間 9:45 ~ 9:52 (7分)】

る協定書」の履行状況について

②処分技術の実証と体系化（「処分概念オプションの実証」）

③実規模の人工バリアシステム解体試験（「実際の地質環境における人工バリアの適用性確認」）

- ・各項目の試験の計画立案から試験の実施、試験結果の評価までを参加機関と協働で行うこと。地下施設における試験は現場の安全管理などを伴うことから、原則、機構が行うこと。
- ・共同プロジェクトの契約書に三者協定に関する記載が加えられること。

（3）実施期間について

- ・共同プロジェクトは「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」の研究期間内で実施するものであり、その進捗にかかわらず、共同プロジェクトの実施期間は令和10年度までであること。

（4）参加機関について

- ・共同プロジェクトの実施にあたっては、機構が管理機関として、主体的な位置づけになること。
- ・制度上、途中から参加機関が増えることがあること。
- ・ロシア科学アカデミー原子力安全研究所は不参加となったこと。

（5）NUMOの共同プロジェクトへの参加について

- ・NUMOが共同プロジェクトに参加する場合は、他の参加機関とともに共同プロジェクトの各項目の試験の計画立案、データ整理、モデル化・解析、試験結果の評価を行うこと。
- ・NUMOは、他の参加機関とともに各項目で行う試験の計画の立案に関する提案は行うが、最終的な試験方法などは参加機関の合意のもと決定すること。
- ・NUMOは、幌延深地層研究センターでは、上記に必要な現場確認や共同プロジェクトに関する議論、打合せを行うことはあるが、現場作業を行わないこと。

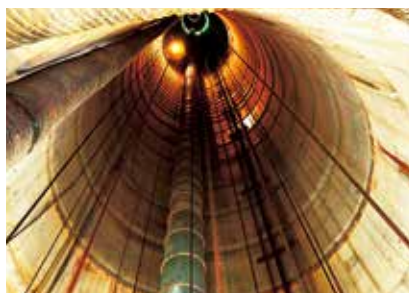
3 共同プロジェクトと三者協定との整合性について

- ・「2 幌延国際共同プロジェクトについて」の前提の下でのNUMOの共同プロジェクトへの参加は、三者協定第3条の「放射性廃棄物の最終処分を行う実施主体へ」の「貸与」には該当しないこと。
- ・共同プロジェクトの実施にあたり、放射性物質を持ち込むことや使用することはないこと。

4 情報公開・情報発信・理解促進について

- ・各研究項目について、毎年の研究成果報告書において、これらの成果が逐次得られていることやスケジュールに遅れが生じていないことを広く周知すること。
- ・研究内容に関し、道民から質問などが多く寄せられている事項については、より丁寧な説明を行う必要があること。
- ・ホームページについて、情報が整理され、一般の方でもわかりやすい説明の工夫を行っているが、情報量が多いことから、今後も情報の受け手の「分かりやすさ」に配慮したホームページの構成とする必要があること。

なお、三者協定の履行状況に係る確認結果の通知にあたり、引き続き三者協定を遵守のうえ、幌延深地層研究計画を着実に進めていただくよう原子力機構へ改めて求めました。



左の画像は
上空から撮影した
原子力機構（左）と、
下から見上げた350m
西立坑連接部（右）だよ。



広報調査等交付金事業

「幌延町における深地層研究に関する

～研究が三者協定に則り進められていることを確認～

幌延町は今年度、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から提出のあった『幌延深地層研究計画 令和4年度調査研究計画』および『幌延深地層研究計画 令和3年度調査研究成果報告』について、幌延町における深地層の研究に関する協定書（以下「三者協定」という。）第14条に基づき設置する「幌延深地層研究の確認会議」（以下「確認会議」という。）による内容確認結果を踏まえ、三者協定に則り幌延深地層研究計画が進められていることについて確認し、その旨を原子力機構へ文書により通知しました。

幌延深地層研究計画の内容確認に当たっては、令和4年4月26日から令和4年7月14日まで、3回にわたり確認会議を開催し、原子力機構に対し、構成員である北海道、幌延町、専門有識者から質疑を行う形で確認を行いました。

確認した事項の概要については、次のとおりです。

【確認会議で確認できた主な内容】

1 研究成果および研究計画について

（1）令和3年度の研究成果および令和4年度研究計画について

- ・令和3年度は、令和3年度調査研究計画書のとおり3つの必須の課題について研究を行い成果を得ており、令和4年度の研究計画どおり研究を開始し、遅れや新たな課題は生じていないこと。

（2）研究工程について

- ・人工バリア性能確認試験について、令和8、9年度に人工バリア解体施工を実施する計画であること。仮に、情報の不足などがあっても、想定される追加の試験などは、岩石や地下水試料のサンプリングや室内における分析により、短期間で行うことが可能なため、1年の期間があれば十分に行えると想定しており、研究計画に遅れが生じるものではないこと。
- ・深度500mまでの掘削スケジュールについて、工事の設計は終了しており、令和7年度末までに坑道掘削工事を終了する見込みであること。坑道掘削の具体的な工程については、現在手続きを進めているPFI事業の実施事業者が決定後、技術提案などを踏まえて施工計画を策定するため、次年度の確認会議において公表されること。
- ・坑道掘削工事については、令和5年度に着工し、まず350m調査坑道の拡張と深度500mへの掘削に向けた止水対策を行い、令和5年度の中頃より、深度500mに向けた立坑の掘削を開始。令和7年度末までに、全ての施設整備を完了する計画であること。
- ・PFI事業は、令和5年4月から令和11年3月までの期間となり、PFI事業に要した事業費については、年度毎に公表される予定であること。

2 幌延国際共同プロジェクトについて

（1）プロジェクトの目的について

- ・幌延国際共同プロジェクト（以下「共同プロジェクト」という。）は、先進的な安全評価技術や工学技術に関わる研究開発の成果の最大化を目的に、国内外の機関で協力しながら研究開発を進めるものであり、研究開発を進め知識と経験を共有することで、結果として、次世代を担う国内外の技術者や研究者の育成につながるものであること。

（2）研究内容について

- ・共同プロジェクトの内容は、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」に沿った課題に関わる研究とし、国際的に関心の高い以下の項目を行うこと。
①物質移行試験（「実際の地質環境における人工バリアの適用性確認」）

価格・物価高騰緊急支援) についてのお知らせ

② 原油価格高騰対策運送事業者等緊急支援事業について

新型コロナウイルスの感染症の影響に加え、原油価格の高騰が事業者の経営を圧迫しているなかで、燃料コストの価格転嫁が困難な町内の運送事業者などが所有する車両などに応じ、事業継続および安定化を図ることを目的に支援金を給付いたします。

《事業概要》

1. 給付対象者

- ・ 商工会会員もしくは会員登録を予定する者
- ・ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者
- ・ 町内に事業所を有する法人又は個人事業者
- ・ 町内で今後も事業を継続する意思のある運送事業者、産業廃棄物収集事業者、建設事業者で、当該事業に必要な許可または認可を有する者



2. 対象事業・支給金額

【対象事業】

令和4年10月1日現在、事業の用に供するために事業対象者が所有し、かつ、幌延町内を本拠に使用する運送事業、産業廃棄物収集事業および建設事業車両で、事業用資産として資産台帳等に記載されている車両

【支給額】

● 運送事業者「車両」

- ① 貨物自動車運送事業（大型） 40,000円/台
- ② 貨物自動車運送事業（中型） 25,000円/台
- ③ 貨物自動車運送事業（小型） 15,000円/台
- ④ 貨物自動車運送事業（軽貨物） 15,000円/台
- ⑤ 旅客自動車運送事業 25,000円/台



● 産業廃棄物収集事業者、建設業者「重機」 1～3に該当するもの 15,000円/台

- ① 車両系（3t以上とし、車両運搬車およびユニックなど）
- ② 機械系（ナンバーを有する車両） ホイルローダーなど
- ③ 機械系（ナンバーを有しない車両） バックホー、ブルドーザーなど

※ 「重機」とは、主に土木、建設、運搬作業に用いるクレーンやブルドーザー等の大型機械。一般的に「建設機械」とも呼ばれ、公道を走行するダンプ、トラックも含む。

※ 複数の用途に供する車両については、主たる用途に応じ、支援金の額を決定する。

3. 申請方法

所定の申請書に証拠書類を添付し、幌延町商工会へ提出

4. 申請期限

令和4年10月1日～令和5年1月31日まで

必要書類などの詳細につきましては、下記までお問い合わせください。



幌延町新型コロナウイルス感染症経済対策（原油）

① 物価高騰地域内消費回復対策プレミアム商品券発行事業について

コロナ禍の長期化に加え、原油価格高騰に伴い燃料や食料品等の物価高騰が高い水準で推移し、皆さまの生活にも影響が出ており、回復基調にある景気が悪化すると見込まれることから、個人消費を下支えし、地域経済の回復と活性化のため、計40%のプレミアムを付与した商品券を販売いたします。

《事業概要》

1. 商品券の内容

1冊5,000円、合計7,000円分利用可能

※ 共通券6,000円、飲食店専用券1,000円

（プレミアム率 共通20% / 飲食店専用20%）



2. 購入対象者など

幌延町民の方：1世帯8冊まで

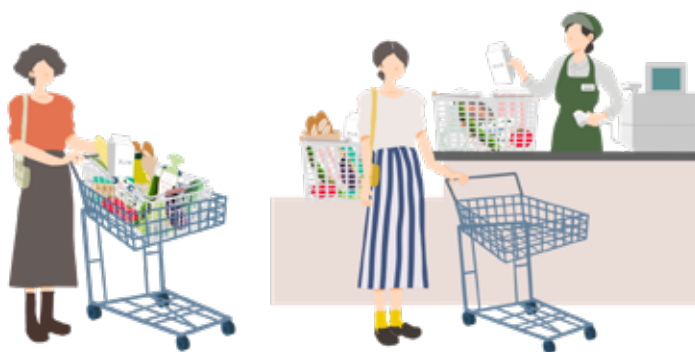
町外の方：1世帯2冊まで

3. 販売日

令和4年11月中旬を予定しています

4. 商品券の有効期間

発売日から令和5年3月31日まで



5. 販売場所・方法

① 高齢者世帯（65歳以上）への先行販売実施（発売日前3日間）

② 幌延市街：プレミアム商品券販売特設会場（旧パチンコ若草）

問寒別市街：問寒別生涯学習センター

※ 密集回避に配慮して販売いたします

販売日などの詳細は決定次第、幌延町商工会よりお知らせします。



申請・お問い合わせ先：幌延町商工会

幌延町の家計簿

令和3年度決算報告

令和3年度決算状況がまとまりました。
 皆さんが納めた税金は、直接または地方交付税や補助金といったかたちで、町の会計に入ってきます(歳入)。
 それらのお金を使って、町では福祉や快適な暮らしのための基盤整備、教育などを行っています(歳出)。
 お金がいくら入ってきて、どのように使われたのか、そして町の借金や貯金はどのくらいあるのかを、お知らせします。



決算

町の財政状況<一般会計>	
●1人当たりに使われた費用	●1世帯当たりの町税負担
2,209,025円	483,076円
●1人当たりの貯金	●1人当たりの借金
2,652,606円	1,499,051円
人口 2,208人、世帯数 1,213世帯(令和4年3月31日現在)	

令和3年度 各会計決算総括表

会計名	歳入	対前年比(%)	歳出	対前年比(%)	翌年度繰越財源額	差引	
一般会計	51億1,102万5千円	▲ 6.5	48億7,752万7千円	▲ 8.2	9,931万0千円	1億3,418万8千円	
特別会計	国民健康保険特別会計	3億9,674万6千円	▲ 0.9	3億8,609万0千円	0.0	0千円	1,065万6千円
	国民健康保険診療所特別会計	4億3,622万6千円	25.5	4億3,615万5千円	25.8	0千円	7万1千円
	後期高齢者医療特別会計	4,326万7千円	▲ 6.6	4,314万8千円	▲ 6.5	0千円	11万9千円
	介護保険特別会計	2億2,311万6千円	▲ 9.3	2億 673万1千円	▲ 10.6	0千円	1,638万5千円
	簡易水道事業特別会計	7,950万4千円	7.4	7,626万0千円	9.4	0千円	324万4千円
	下水道事業特別会計	1億7,479万2千円	1.3	1億7,479万2千円	1.3	0千円	0千円
合計	64億6,467万6千円	▲ 4.3	62億 70万3千円	▲ 5.6	9,931万0千円	1億6,466万3千円	

一般会計

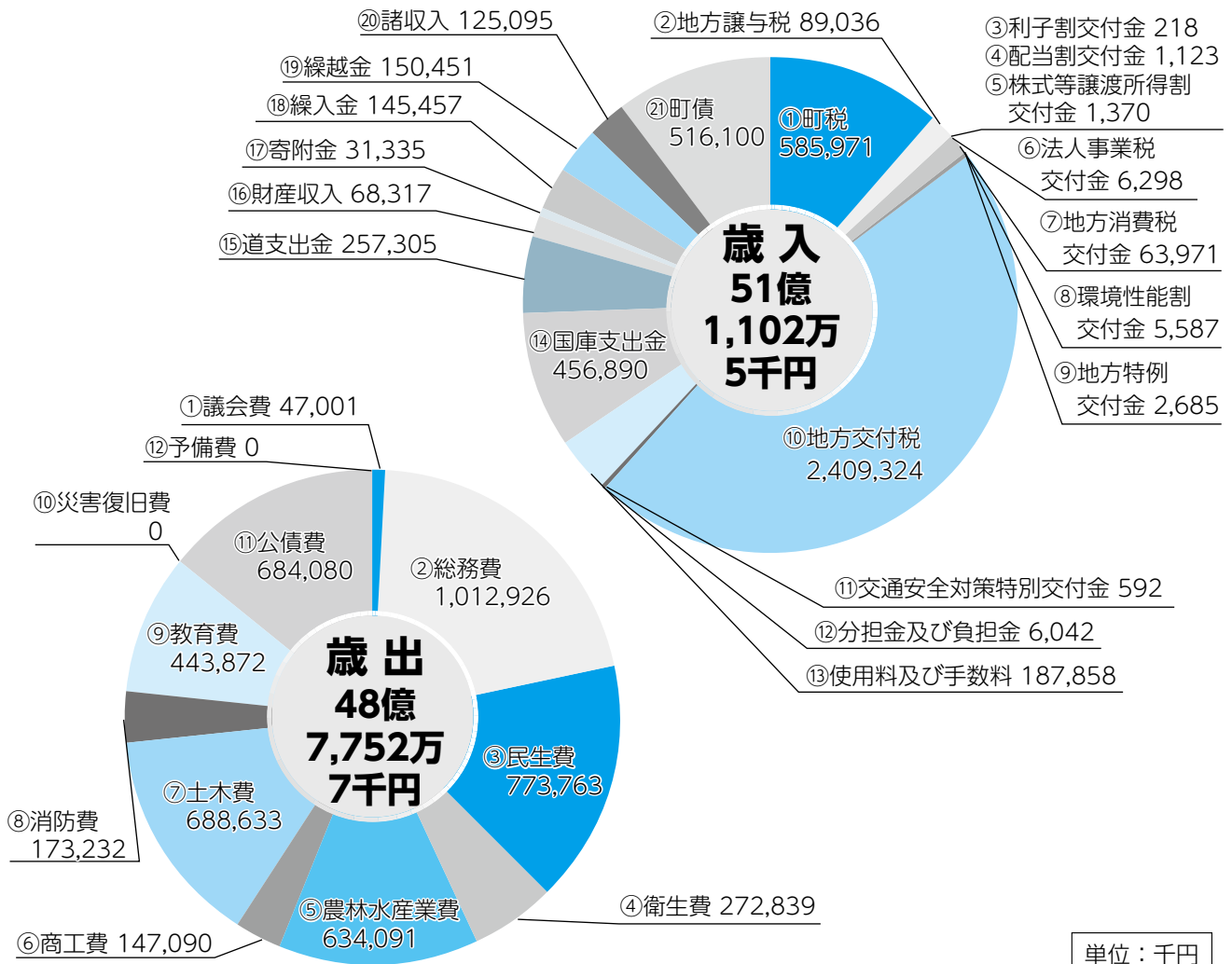
歳出 48億7,752万7千円

区 分	金額(千円)	構成比(%)
①議会費	47,001	1.0
②総務費	1,012,926	20.8
③民生費	773,763	15.9
④衛生費	272,839	5.6
⑤農林水産業費	634,091	13.0
⑥商工費	147,090	3.0
⑦土木費	688,633	14.1
⑧消防費	173,232	3.5
⑨教育費	443,872	9.1
⑩災害復旧費	0	0.0
⑪公債費	684,080	14.0
⑫予備費	0	0.0
合 計	4,877,527	100.0

※歳入、歳出の構成比(%)は、小数点第1位未満を四捨五入しているため合計と一致しないことがあります。

歳入 51億1,102万5千円

区 分	金額(千円)	構成比(%)
①町税	585,971	11.5
②地方譲与税	89,036	1.7
③利子割交付金	218	0.0
④配当割交付金	1,123	0.0
⑤株式等譲渡所得割交付金	1,370	0.0
⑥法人事業税交付金	6,298	0.1
⑦地方消費税交付金	63,971	1.3
⑧環境性能割交付金	5,587	0.1
⑨地方特例交付金	2,685	0.1
⑩地方交付税	2,409,324	47.1
⑪交通安全対策特別交付金	592	0.0
⑫分担金及び負担金	6,042	0.1
⑬使用料及び手数料	187,858	3.7
⑭国庫支出金	456,890	8.9
⑮道支出金	257,305	5.0
⑯財産収入	68,317	1.3
⑰寄附金	31,335	0.6
⑱繰入金	145,457	2.9
⑲繰越金	150,451	3.0
⑳諸収入	125,095	2.5
㉑町債	516,100	10.1
合 計	5,111,025	100.0



■町税収入の状況

税 目	金 額(千円)	徴収率(%)	構成比(%)
個人町民税	140,511	97.4	24.0
法人町民税	33,092	98.8	5.7
固定資産税	378,377	98.9	64.6
軽自動車税	6,035	98.9	1.0
町たばこ税	27,956	100.0	4.8
合 計	585,971	98.6	100.0

■町民1人当たり、1世帯当りに使われた費用

区 分	1人当たり(円)	1世帯当たり(円)
総務費	458,753	835,059
公債費	309,819	563,957
土木費	311,881	567,711
民生費	350,436	637,892
農林水産業費	287,179	522,746
教育費	201,029	365,929
衛生費	123,568	224,929
消防費	78,457	142,813
商工費	66,617	121,261
議会費	21,287	38,748
災害復旧費	0	0
合 計	2,209,025	4,021,045

■町民1人当たり、1世帯当たりの町税負担

税 目	1人当たり(円)	1世帯当たり(円)
個人町民税	63,637	115,838
法人町民税	14,987	27,281
固定資産税	171,366	311,935
軽自動車税	2,733	4,975
町たばこ税	12,661	23,047
合 計	265,385	483,076

■性質別経費

区 分	金 額(千円)	割合(%)	対前年比(%)
消費的経費	2,428,974	49.8	▲ 5.1
人件費	730,007	15.0	5.3
物件費	668,928	13.7	▲ 1.0
維持補修費	334,215	6.9	24.0
扶助費	171,287	3.5	54.7
補助費等	524,537	10.8	▲ 35.2
投資的経費	779,786	16.0	▲ 30.6
その他	1,668,767	34.2	2.2
公債費	684,080	14.0	▲ 24.6
積立金	517,776	10.6	56.3
投資および出資金・貸付金	30,000	0.6	0.0
繰出金	436,911	9.0	20.0
合 計	4,877,527	100.0	▲ 8.2

「債務負担行為」とは

将来的に支払わなければならない義務的経費で、①金銭給付を目的とするもの、②物件の給付、③役務の提供等に大別され、次年度以降の歳出予算に計上されるものであり、予算の内容の一部として議会の議決を経て設定されます。

■一般会計・債務負担行為の状況

区 分	令和4年度以降支出予定額(千円)	割合(%)	対前年比(%)
物件の購入	1,691	22.4	▲ 33.3
土地	0	0.0	-
建物	0	0.0	-
物品	1,691	22.4	▲ 33.3
その他のもの	5,872	77.6	▲ 59.4
利子補給	4,868	64.4	▲ 9.1
その他	1,004	13.3	▲ 89.0
合 計	7,563	100.0	▲ 55.5

町の「貯金」(基金)・町の「借金」(町債)

■町の「貯金」

区 分	金 額(千円)	対前年比(%)
一般会計	5,856,954	6.8
財政調整基金	1,000,914	0.0
減債基金	1,495,944	0.0
羽幌線代替輸送確保基金	0	▲ 100.0
ふるさと創生基金	1,142,467	2.0
ふるさと応援基金	25,578	46.7
エネルギー施設等振興基金	464,471	0.4
公共施設等整備基金	1,300,554	7.2
地域公共交通活性化基金	250,000	皆増
地域福祉基金	101,440	0.0
中山間農業地域環境保全基金	17,192	1.2
森林環境譲与税基金	23,448	62.6
奨学資金基金	25,884	0.0
心象記念文化振興基金	9,062	0.0
国民健康保険特別会計	32,565	▲ 12.1
介護保険特別会計	31,712	0.0
簡易水道事業特別会計	115,070	9.3
合 計	6,036,301	6.7

■町の「借金」

区 分	金 額(千円)	対前年比(%)
一般会計	3,309,905	▲ 4.6
公共事業等債	81,511	▲ 10.8
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	38,400	皆増
一般単独事業債	45,250	▲ 12.7
公営住宅建設事業債	156,860	▲ 23.2
辺地対策事業債	813,275	▲ 3.9
教育・福祉施設等整備事業債	83,512	▲ 26.1
過疎対策事業債	1,485,123	▲ 4.0
財源対策債	3,330	▲ 48.1
減税補填債	3,681	▲ 30.3
減収補填債	3,798	▲ 10.0
臨時財政対策債	503,646	1.2
草地開発事業債	2,141	▲ 32.7
公有林整備事業債	47,643	▲ 5.8
簡易水道事業債	41,735	▲ 15.4
簡易水道事業特別会計	26,640	71.1
下水道事業特別会計	356,878	▲ 3.6
合 計	3,693,423	▲ 4.2

令和3年度に行われた主な事業

(単位:千円)

持続可能なまちづくりを進める

職員研修事業(スキルアップ)	440
自治会活動交付金	855
地域コミュニティ形成事業	8,279
集落支援員運営事業	15,430
集会施設補修事業	763
協働のまちづくり活動支援事業	740
社会保障・税番号制度システム整備事業	825
斎場補修事業	714

活力と賑わいを創る

産業・地域振興センター運営事業	15,679
産業・地域振興センター空調設備改修事業	7,986
移動科学館開催事業	2,640
幌延地圏環境研究所支援事業	2,912
ふるさと応援推進事業	14,392
まちづくり補助(産業・経済・福祉振興事業)	30
幌延町まち・ひと・しごと創生事業	5,362
地域おこし協力隊運営事業	11,069
中山間地域等直接支払事業	69,606
担い手対策事業	500
酪農支援対策事業	5,420
多面的機能支払事業	7,860
幌延町新規就農者支援事業	2,348
農業次世代人材投資事業	1,500
問寒別地区草地畜産基盤整備事業	54,477
幌延町酪農ヘルパー補助事業	4,030
乳牛検定組合補助事業	2,500
生乳成分検査事業	1,066
農道橋梁長寿命化改修事業	7,348
農業用排水路改修事業	1,848
問寒別地区農業用水道施設改修事業	141,556
問寒別地区道営畑地帯総合整備事業	63,890
上幌延開進地区農業用水道施設改修事業	67,940
有害鳥獣駆除経費	13,470
民有林造林促進事業	303
みどりの環境づくり推進事業	319
町有林整備事業	16,214
幌延町商工会育成事業	10,414
経営持続化支援事業	4,000
幌延町商工業応援スタンプラリー事業	1,000
地域内消費拡充プレミアム商品券発行事業	25,015
新型コロナウイルス対策資金融資利子補給事業	189
幌延町中小企業融資事業	30,000
幌延町商工業経営安定対策事業	298
幌延町商工業等振興促進事業	14,504
幌延町商工業経営力向上促進事業	11,278
幌延町商工業雇用促進事業	1,700
ほろのべ名林公園まつり事業	4,200
トナカイホワイトフェスタ事業	315
トナカイ観光牧場補修事業	2,590
幌延町観光協会育成事業	948
幌延町・豊富町広域観光促進事業	1,000
食ブランド創出・まちの拠点計画調査事業	4,187

健やかな暮らしを共に支える

町社会福祉協議会運営費補助事業	1,274
外国人介護福祉人材育成支援	5,300
市民後見人制度推進事業	423

冬の生活応援事業	1,759
高齢者等交通費助成事業	592
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	452
子育て世帯等臨時特別支援事業	35,791
住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	32,225
長寿まつり開催事業	893
高齢者生活支援事業	3,880
緊急通報システム整備事業	655
老人クラブ活動促進補助事業	402
ホームヘルプサービス支援事業	14,480
こぞくら荘支援事業	68,582
介護保険給付外交通費助成事業	22
障害者介護給付・訓練等給付事業	48,932
心身障害者等通院交通費助成事業	388
放課後児童クラブ運営事業	5,252
出産祝金及び養育手当支給事業	6,268
ひとり親家庭・子ども医療給付等事業	8,661
ファミリー・サポート・センター運営事業	79
患者輸送車両運行経費	6,067
予防接種事業	11,235
妊婦健康診査等助成事業	2,930
乳幼児健診事業	1,002
がん検診推進事業	2,888
国民健康保険給付費	183,428
介護保険給付費	156,098

生きる力と文化を育む

情報教育研究推進事業	2,634
特別支援教育支援員配置事業	3,137
外国語教育推進事業	8,534
児童生徒学力向上支援事業	1,414
学校支援事業	2,197
学校教育施設長寿命化計画策定事業	1,974
小学校感染症予防対策事業	11,165
社会教育施設長寿命化計画策定業務	848
幌延町子ども会育成連絡協議会補助金	110
フラベンチャー問寒クラブ補助金	31
放課後子ども教室推進事業	419
総合スポーツ公園改修事業	5,610
総合体育館等感染症予防対策事業	71,786
社会体育施設長寿命化計画策定事業	577
総合体育館外構補修事業	4,609

豊かな自然と安全を守る

街路灯LED化事業	5,244
生活交通路線バス維持費補助金	10,250
地域公共交通運営事業	5,817
道路補修事業	27,720
町道駅前仲通線道路改良事業	11,935
町道3条仲通線道路改良事業	13,425
橋梁点検事業	12,309
橋梁長寿命化計画策定事業	1,166
橋梁長寿命化改修事業	125,574
公営住宅長寿命化改修事業	31,625
防災対策事業	3,234
下水道施設改修事業	26,324
個別排水施設整備費	9,609

令和3年度から令和4年度への繰越事業

会計	事業名	繰越額(千円)
一般会計	産業・地域振興センター空調設備改修事業	140,030
	社会保障・税番号制度システム整備事業	2,679
	問寒別地区草地畜産基盤整備事業	8,800
	問寒別地区道営畑地帯総合整備事業	27,500
	地域内消費促進緊急対策プレミアム商品券発行事業	11,950
	合計	190,959



令和3年度の財政健全化判断比率等の公表

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に基づき、令和3年度の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率の総称）および資金不足比率の指標を次のとおり公表します。

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
令和3年度 幌延町比率	-	-	6.3	-	-
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0	20.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0		

※資金不足比率の場合は、早期健全化基準を経営健全化基準と読み替えます。

健全化判断比率が早期健全化基準を1つでも上回ると財政健全化計画の策定が義務付けられ、財政再生基準を1つでも上回ると国の管理下で財政再建することとなります。

なお、幌延町の健全化判断比率等は、すべての指標において基準を下回っています。

- ①実質赤字比率：普通会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合
- ②連結実質赤字比率：普通会計と特別会計（国保・国保診・後期高齢・介護・簡水・下水道）の実質赤字額の合計額が標準財政規模に占める割合
- ③実質公債費比率：一般会計だけでなく、特別会計や一部事務組合の負担分も含む公債費（借入金の返済）が標準財政規模に占める割合
- ④将来負担比率：一般会計や特別会計および一部事務組合の将来負担すべき負債（公債費や債務負担行為額及び職員の退職金など）が標準財政規模に占める割合
- ⑤資金不足比率（簡易水道、下水道）：公営企業の資金不足額（簡易水道・下水道：実質赤字額）が事業規模（営業収益－受託工事収益金）に占める割合

標準財政規模：地方税や譲与税など地方自治体の標準的な税収入と普通交付税や臨時財政対策債の合計額

令和3年度決算 電源三法交付金の使い道

①電源立地地域対策交付金 1億5,158万9,496円

福祉サービス充実のため、次の事業に電源立地地域対策交付金を充てています。

- 幌延町国民健康保険診療所運営事業…………… 6,750万円
- 幌延町保健センター運営事業…………… 1,000万円
- 幌延町認定こども園・幌延町立へき地保育所運営事業…………… 3,250万円
- 北留萌消防組合幌延支署運営事業…………… 4,158万9,496円

②広報・調査等交付金 642万3,618円

原子力発電と深地層研究施設に関する知識の普及のため、次の事業に広報調査等交付金を充てています。

- (1) 調査費
調査事業・資料収集業務など…………… 434万8,582円
- (2) 一般事務費
深地層の研究等広報・一般事務費など…………… 207万5,036円



令和3年度 ふるさと納税の状況

町では、ふるさと納税に該当する寄附金を、ふるさと応援寄附金として採納しています。

採納した寄附金は、寄附者への返納品等経費に充当し、残りをふるさと応援基金に積み立てることとしています。次年度以降に行う各事業にふるさと応援基金から繰入れて、ふるさと納税として採納された寄附金を活用することとしています。

令和3年度のふるさと応援寄附金の状況は次のとおりです。

(単位:千円)

区 分	寄 附 金		返礼品経費等 充当額 ②	基金積立金 ③(①-②)	令和2年度 末基金現在高 ④	令和3年度 利子積立額 ⑤	令和3年度 基金取崩額 ⑥	令和3年度 末基金現在高 ③+④+⑤-⑥
	件 数	金額 ①						
ふるさと応援寄附金	2,972	30,835	14,392	16,443	17,434	1	8,300	25,578
(1)福祉および保健に関する事業	407	4,110	1,919	2,191	2,442	0	0	4,633
(2)教育および子育て支援に関する事業	1,035	10,440	4,873	5,567	3,763	0	5,000	4,330
(3)産業の振興に関する事業	393	4,090	1,909	2,181	1,441	0	1,200	2,422
(4)観光の振興に関する事業	298	3,025	1,412	1,613	1,461	0	0	3,074
(5)文化およびスポーツの振興に関する事業	64	680	318	362	226	0	100	488
(6)あなたが守る秘境駅プロジェクト 「マイステーション運動」	254	2,975	1,389	1,586	3,782	0	2,000	3,368
(7)その他まちづくりに資する事業	521	5,515	2,572	2,943	4,319	1	0	7,263

幌延町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2および幌延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の任免、給与、勤務条件など人事行政の運営等の状況を公表します。

1. 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員別採用者数(令和3年度)

	行政職	保育士	看護師	合計
高卒	3人(1人)	-	-	3人(1人)
短大卒	1人(1人)	-	1人(1人)	2人(2人)
大卒	3人(1人)	-	1人(1人)	4人(2人)
計	7人(3人)	0人(0人)	2人(2人)	9人(5人)

※うち、()内は女性の数

(2) 事由別退職者数(令和3年度)

	行政職	保育士	看護師	合計
定年退職	1人(0人)	-	-	1人(0人)
勸奨退職	-	-	-	0人(0人)
自己都合	5人(2人)	1人(1人)	1人(1人)	7人(4人)
計	6人(2人)	1人(1人)	1人(1人)	8人(4人)

※うち、()内は女性の数

(3) 年度当初の常勤職員数(令和3年4月1日現在)

	一般行政職	土木・建築職	保育士	保健師	医師	看護師	栄養士	合計
町長部局	44人(9人)	3人(0人)	11人(10人)	5人(5人)	1人(0人)	11人(11人)	1人(1人)	76人(36人)
議会	2人(1人)	-	-	-	-	-	-	2人(1人)
農業委員会	1人(0人)	-	-	-	-	-	-	1人(0人)
教育委員会	10人(0人)	-	-	-	-	-	-	10人(0人)
水道事業	2人(0人)	-	-	-	-	-	-	2人(0人)
下水道事業	1人(0人)	-	-	-	-	-	-	1人(0人)
その他事業	4人(1人)	-	-	-	-	-	-	4人(1人)
計	64人(11人)	3人(0人)	11人(10人)	5人(5人)	1人(0人)	11人(11人)	1人(1人)	96人(38人)

※うち、()内は女性の数

(4) 一般行政職員の行政職給料表級別職員数の状況(令和4年4月1日現在)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
標準的な職務	課長	主幹	係長	主任	主事	主事	
職員数	8人	8人	14人	12人	7人	11人	60人
構成比	13.3%	13.3%	23.4%	20.0%	11.7%	18.3%	100.0%

※税務職員、医師、看護師、保育士、保健師などを除いた人数

(5) 部門別職員数の状況

部門		職員数(4月1日現在)		対前年増減数
		令和4年度	令和3年度	
一般行政部門 (福祉関係除く)	議会	2人	2人	0人
	総務	22人	20人	2人
	税務	3人	3人	0人
	農林水産	6人	6人	0人
	商工	1人	1人	0人
	土木	7人	8人	▲1人
一般行政部門 (福祉関係)	民生	17人	17人	0人
	衛生	7人	8人	▲1人
一般行政部門		65人	65人	0人
特別行政部門(教育)		10人	10人	0人
公営企業等会計部門	診療所	14人	12人	2人
	水道	2人	2人	0人
	下水道	1人	1人	0人
	国保	1人	1人	0人
	介護	3人	3人	0人
	小計	21人	19人	2人
総合計		96人	94人	2人



2. 職員給与の状況

(1) 職員の平均給与月額および平均年齢状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 職 員	283,231円	313,991円	38.5歳

※派遣職員、医療職の医師、医療技術職、看護師および准看護師職員は除く

※平均給与月額は、給料と職員手当(期末勤勉手当および寒冷地手当を除く)を合わせた額の平均

(2) 職員の初任給と経験年数別平均給料月額(令和4年4月1日現在)

区 分	初任給	経 験 年 数				
		10～15年未満	15～20年未満	20～25年未満	25～30年未満	
一般行政職	大学卒	182,200円	267,000円	327,500円	360,100円	394,200円
	高校卒	150,600円	211,200円	—	328,100円	361,500円

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数

(3) ラスパイレス指数の推移

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の、地方公務員の給与水準を示すものです。

年 度	幌延町	猿払村	浜頓別町	中頓別町	枝幸町	豊富町	礼文町	利尻町	利尻富士町
平成29年度	97.7	97.6	96.6	98.6	95.1	96.1	94.3	92.5	92.3
平成30年度	96.6	97.0	95.6	97.5	95.7	97.3	95.1	94.1	93.6
平成31年度	98.0	96.3	96.6	93.3	96.3	95.2	94.6	96.8	95.1
令和2年度	99.8	96.5	97.5	96.6	96.2	96.7	94.3	95.3	95.1
令和3年度	95.9	97.0	96.7	93.1	96.2	95.7	95.4	93.4	94.3

(4) 職員手当の状況(令和4年4月1日現在)

退 職 手 当	区 分	支給率(自己都合退職)		支給率(定年退職)		国と同じ
	勤続20年	19.6695月分		24.586875月分		
	勤続25年	28.0395月分		33.27075月分		
	勤続35年	39.7575月分		47.709月分		
	最高限度	47.709月分		47.709月分		
期 末 ・ 勤 勉 手 当	区 分	期 末	勤 勉	計		国と同じ
	6月期	1.200月分	0.950月分	2.150月分		
	12月期	1.200月分	0.950月分	2.150月分		
	計	2.400月分	1.90月分	4.300月分		
職制上の段階、職務の等級による加算措置 有						
寒 冷 地 手 当	職員の世帯の区分や扶養親族の数に応じて支給 支給額は51,700円～131,900円(幌延町は1級地)					国と同じ
扶 養 手 当	○子 10,000円 ※満16歳から満22歳までの子1人につき5,000円加算 ○子以外の扶養親族 6,500円					国と同じ
住 居 手 当	○借家の場合 家賃に応じて100円～28,000円 ○自宅の場合 5,000円/月					やや異なる
特 殊 勤 務 手 当	特殊勤務手当については、危険、不快、不健康などの特殊な業務に従事する職員に支給					
	手当の種類		区 分	支 給 額		
	(1)往診手当・手術手当		1回	診療報酬等による		
	(2)放射線作業手当・病理細菌業務手当		日額	210円		
	(3)医師研究手当		月額	1,320,000円		
	(4)感染症等防疫作業手当 新型コロナウイルス感染症(特例)		日額	210円 3,000円～4,000円		
	(5)死体処理作業手当		日額	2,000円		
(6)夜間看護等手当		1回	300円～6,800円			
管 理 職 手 当	主幹職以上に支給。本俸に対し、課長職 11%、主幹職 9%					異なる
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時、緊急またはその他公務の運営の必要により週休日などに勤務したときに支給 時間帯や平日・週休日に応じ、1回につき2,000～12,000円					異なる
時 間 外 勤 務 手 当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給 時間帯や平日・週休日に応じ、勤務した時間1時間につき、0.25～0.75の割増					国と同じ

3. 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業時刻	休憩時間	終業時刻	週休日
38時間45分	午前8時30分	正午から 午後1時まで	午後5時15分	土曜日 日曜日

(2) 休暇制度

年次有給休暇	1年につき最大年間20日付与(ただし、20日を限度に当該残日数を繰り越すことができる)
病気休暇	職員が負傷または疾病のため療育する必要がある、そのために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇。休暇の期間は最大90日。
特別休暇	公民権行使、骨髄移植、ボランティア、結婚、出生サポート、生理、産前・産後、配偶者出産、育児、育児参加、子の看護、短期介護、忌引、法要祭日、夏季、住居滅失、災害事故 など

年次有給休暇の取得状況(令和3年)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
3062.6日	660.8日	80人	8.3日	21.6%

(調査対象者:令和3年1月1日から12月31日まで全期間在職した一般職員)

育児休業及び部分休業の取得状況(令和3年度)

	育児休業取得対象者	育児休業取得者	部分休業取得者
男性職員	1人	0人	0人
女性職員	3人	3人	0人

4. 職員の分限および懲戒処分の状況(令和3年度)

処分内容	分限処分				懲戒処分			
	免職	降任	休職	失職	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人
処分内容							10% 1ヶ月	

5. 職員のサービスの状況(令和3年度)

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。(地方公務員法第30条)

区分	内容	違反者数
法令及び上司の命令に従う義務	職員は、職務を遂行するに当って、法令、条例、規定等に従い、且つ、上司の職務命令に忠実に従わなければならない。	0人
職務に専念する義務	職員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、職務にのみ従事しなければならない。	0人
争議行為等の禁止	職員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。	0人
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	1人
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、証人等になった場合も任命権者の許可が必要である。また、離職した後も同様である。	0人
営利企業等の従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得てその事業等に従事してはならない。	0人
政治的行為の制限	職員は、政治的団体の結成に関与し、これらの役員になってはならず、政治活動等を行ってはならない。	0人

6. 職員の退職管理の状況(令和3年度)

地方公務員法および地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行(平成28年4月1日)により、営利企業などに再就職した元職員が、離職前の職務に関して、現職職員へ働きかけをすることが禁止されています。

本町においても、幌延町職員の退職管理に関する規則を制定し、退職管理の適正を確保する取組みを行っています。

7. 職員の研修および勤務成績の評定の状況(令和3年度)

(1) 職員研修の実施状況

研修区分	研修内容(派遣先)	回数	日数	受講者数
庁内研修	新規採用職員研修	1回	1日	2人
	職員スキルアップ研修	4回	2日	72人
派遣研修	実践的災害対応能力の向上を図るための研修(宗谷総合振興局)	1回	1日	9人
	宗谷地区法務(基礎)入門研修(宗谷町村会)	1回	1日	1人
	法務専門研修(北海道町村会)	1回	1日	1人
	税務事務(基礎)《固定資産税課税》研修(北海道市町村職員研修センター)	1回	2日	1人
	宗谷管内町村職員新規採用職員基礎研修(宗谷町村会)	1回	3日	6人
	宗谷・留萌地区法務研修実務入門研修(宗谷町村会)	1回	1日	3人
	自治体新任管理者基礎研修(北海道市町村職員研修センター)	1回	2日	1人
監督者研修(宗谷町村会)	1回	1日	3人	

(2) 勤務成績の評定の状況(人事評価の状況)

当町においては、平成28年度から人事評価制度を導入し、業績評価と能力・態度評価に分けて評価しています。

8. 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況(令和3年度)

区分	受診者数	内容等
総合健診	43人	40歳以上の職員と、30~39歳の職員の半数を対象
定期健診	22人	上記対象職員以外を対象
腰痛検査	16人	保育士等を対象

(2) 北海道市町村職員福祉協会への公費の負担状況

令和3年度決算

互助会名	互助会等に対する公費負担額	会員掛金総額	互助会会員数	互助会等二重加入により控除する人数	会員一人当たりの公費の補助金額(事務費を含む)	公費負担率(事務費を含む)
	[A]	[B]	[C]	[D]	$\frac{(A)}{(C-D)}$	$\frac{(A)}{(A+B)}$
北海道市町村職員福祉協会	250千円	249千円	95人	0人	2,632円	50.1%

令和4年度予算

互助会名	互助会等に対する公費負担額	会員掛金総額	互助会会員数	互助会等二重加入により控除する人数	会員一人当たりの公費の補助金額(事務費を含む)	公費負担率(事務費を含む)
	[A]	[B]	[C]	[D]	$\frac{(A)}{(C-D)}$	$\frac{(A)}{(A+B)}$
北海道市町村職員福祉協会	269千円	269千円	103人	0人	2,612円	50.0%

(3) 公務災害補償制度(令和3年度)

区分	発生件数	内容等
公務災害	0件	公務中の災害について療養補償などを行う
通勤災害	1件	通勤途中の災害について療養補償などを行う

9. 宗谷公平委員会の業務状況(令和3年度)

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

該当する案件はない。

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

該当する案件はない。



「地下の研究現場から」第28回－処分場を安全に埋め戻すには？



モグ太くん

私たちの行っている研究について、広くご理解いただくために幌延町広報誌「ほろのべの窓」の誌面をお借りして町民の皆さまをはじめ、ご愛読者さまに研究内容についてご紹介させていただきます。

地層処分では地下300mより深い場所に処分場が建設されます。処分場には、全長約200km～300kmに及ぶ坑道が掘削されます。廃棄体や人工バリアをすべて設置し終えた後には、これらの坑道を通じて放射性物質が地上へ漏れ出すのを防ぐために坑道を埋め戻します。埋め戻しの際には、掘削された坑道が地下水の優先的な通りみちにならないように埋め戻し材^{※1}により坑道を埋め戻します。また、坑道に近い部分の岩盤は、坑道の掘削により掘削前に比べて地下水が流れやすい状態^{※2}になるので、地下水の通りみちになるのを防ぐための止水プラグ^{※3}を設置することが考えられています(図1)。

幌延深地層研究センターの地下施設では、止水プラグに用いられる粘土材料が地下水をどの程度流れにくくすることができるかを確認する試験を行っています。試験では、坑道の床から下向きの溝(スリット)を掘り、そのスリットに粘土材料であるベントナイトを充填してベントナイトの壁(模擬の止水プラグ)を作りました(図2)。現在は、ベントナイトの壁の内側に掘削したボーリング孔(EDZ-1孔)から地下水を注水して、壁を作る前と後で岩盤の中の地下水の流れやすさがどのくらい変化しているかを調査しており、壁ができる前よりも後の方が地下水の流れやすさが数百分の1～1000分の1程度になったことを確認しました。今後も地下水が流れにくい状態が保たれているかを継続して調査する予定です。

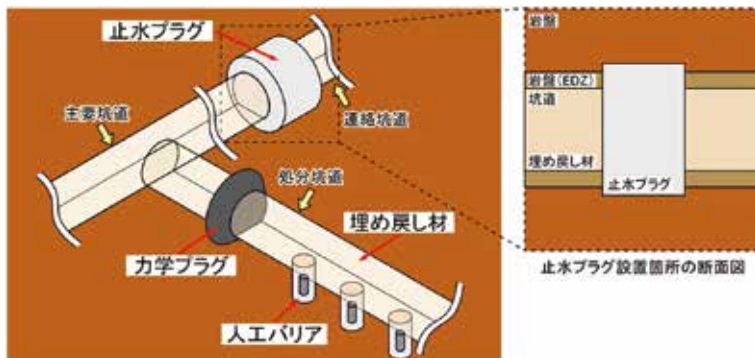


図1 閉鎖後の地下施設の模式図(左)と止水プラグを設置した場所の断面(右)

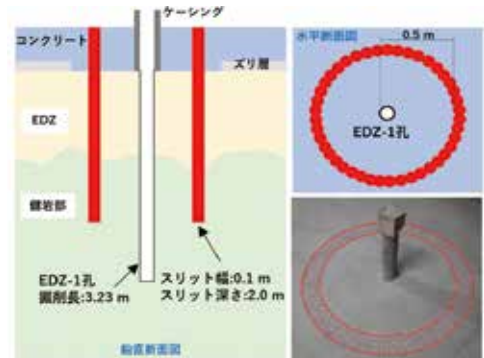


図2 ベントナイトの壁の断面図(左)と上から見た図(右上)と実際の写真(右下)

- ※1 埋め戻し材は、立坑や坑道などの地下に掘削した空間を埋め戻すために充填する材料のことで、坑道を掘削したときに生じた掘削土(ズリ)にベントナイトを混ぜた材料が考えられています。
- ※2 掘削前と比べて地下水が流れやすい状態になった岩盤の部分を掘削損傷領域(EDZ)と言います。
- ※3 プラグは、埋め戻した坑道を塞ぐために設置される壁のことで、埋め戻し材が出てくるのを防ぐためのコンクリート製の力学プラグと、埋戻し材が出てくるのを抑えるだけでなく、坑道やEDZが地下水の通りみちになることを防ぐためにベントナイトなどを用いた止水プラグが考えられています。

お問い合わせ先：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

幌延深地層研究センター：電話・告知端末機 5-2022 <https://www.jaea.go.jp/04/horonobe/>

ゆめ地創館：電話・告知端末機 5-2772 <https://www.jaea.go.jp/04/horonobe/yumechisoukan/index.html>

広報調査等交付金事業

10、11月の運転免許更新時講習のお知らせ

開催月日	開催場所	初回更新者 講習(2時間)	優良運転者 講習(30分)	普通運転者 講習(1時間)	違反運転者 講習(2時間)
10月4日(火)	天塩町社会福祉会館		13:00~		
10月8日(土)	豊富町定住支援センター「ふらっときた」		13:00~	14:00~	15:30~
11月4日(金)	天塩町社会福祉会館	10:00~	13:00~	13:45~	15:00~

排水設備工事責任技術者資格登録更新のお知らせ

排水設備工事責任技術者資格の有効期間は5年間であり、資格登録者は5年ごとに資格登録更新の手続きをする必要があります。

更新対象者には、資格登録更新実施案内および申込書などを後日郵送しますので、定められた期間内に手続きを行ってください。

なお、住所などが変更になっている対象者の方は、更新案内が届かない場合がありますので、速やかに変更手続きを行ってください。

【更新対象者】 平成29年度に北海道排水設備工事責任技術者試験に合格した方または資格登録更新手続きを行った方で、資格登録期間が令和5年3月31日で満了する資格登録者。

【受付期間】 令和5年1月10日(火)～16日(月)

9時～正午、13時～15時30分

※ 土・日曜日を除く

【更新方法】 手続き終了後、更新用テキストを配付します。

【手数料】 7,000円

※ 更新手数料(テキスト代込) および資格認定証交付等手数料

お問い合わせ先:建設管理課 管理グループ 電話 5-1116 告知端末機 5-8816

行政相談・人権心配ごと相談特設相談所を開設します

国や役場などの仕事に対するご質問やご意見、または普段の暮らしの中で困りごとなどありましたら、行政相談委員と人権擁護委員にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

特設相談所

開催日 令和4年10月17日(月)

開催場所・時間 問寒別生涯学習センター 9:30～11:30

幌延町生涯学習センター 13:00～15:00

相談員 行政相談委員 多田るみさん

人権擁護委員 稲垣紘順さん ・ 高木由香さん ・ 佐藤友子さん

10月17日から10月23日は行政相談週間です。

町内には総務大臣から委嘱を受けた行政相談員が1名います。行政相談とは、国の行政などへの苦情や意見、要望などを受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。どんな小さなことでも、まずは行政相談員にご相談ください。

図書室だより ～注目の新着本を紹介します～

利 用 案 内

幌延図書室 開館時間…【月～金】 9:30～20:00 【土・日・祝】 9:30～17:00 休館日…12月30日～1月6日 電 話…5-1321	問寒別図書コーナー 開館時間…【月～金】 9:30～22:00 【土・日・祝】 9:30～17:00 休館日…12月30日～1月6日 電 話…6-5006
---------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------

一般図書



『多分そいつ、今ごろパフェとか食ってるよ』
著：Jam マンガ

第1回メンタル本大賞【大賞】を受賞!!
SNS・会社・友達…ここにいない誰かからココロを守る64の考え方。
SNSからリアルな人間関係まで、現代社会の悩みを解決する目からウロコのちょっとした「考え方」のヒントがここに。

【問寒別】



『三毛猫ホームズの十字路』
著：赤川次郎

友人の元恋人が仕掛けた爆発物。犯人を追う内、事件は複雑に絡み始める。尾行し行き着いた団地では、幼女を襲う犯罪が多発、さらに爆破犯の姉が死体で発見されて……。複雑に交錯する事件の結末は？

YA(中学生以上の方におすすめ)



『青春サプリ。乗り越えられない試練なんてない』
著：オザワ部長 外

感動×涙。
部活の悩みに共感必至! 勇気をもらえる感動ストーリー。
「もっと充実した生活がしたい」という思いを持つリアルな中高生たちを「今日もがんばろう!」とちょっぴり前向きな気持ちにしてくれる「読むサプリメント」です。



絵本・児童書



『たすひくねこ』
著：にわ

たからのちずをひろったねこたちは、ぼうけんのたびにでかけます。はたしておたからにたどりつけるのでしょうか?
たし算ひき算をイメージしながらおはなしを楽しむ「さんすう絵本」。

【問寒別】



『おばけのかわをむいたら』
著：たなかひかる

子どもの「もう一回読んで!」が止まらない! 愉快、痛快、奇々怪々!
いろんなおばけのかわを、どんどんむくとなにがでてくる…?
「こわい」が「たのしい」に変わるかも。変わらないかも。

気 象 台 一 口 ヶ モ

緊急地震速報のしくみ

緊急地震速報



緊急地震速報は、地震による最大震度が5弱以上と予想される場合に、震度4以上が予想される地域に対して発表される情報です。

最初の地震波をキャッチしてから発表する情報であるため、緊急地震速報を発表してから強い揺れが到達するまでの時間は、数秒から長くても数十秒程度と極めて短く、震源に近いところでは既に揺れが到達している場合もあります。

緊急地震速報は、テレビやラジオ、携帯電話などで皆様にお知らせします。緊急地震速報を見聞きしたときは、まわりの人に声をかけながら「あわてずに、まず身の安全を確保する」ことが大切です。

気象庁では、緊急地震速報についてホームページでお知らせしています。詳しくは「気象庁 緊急地震速報」で検索してください。

【気象庁ホームページURL】

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/index.html>

お問い合わせ先：稚内地方気象台 電話 0162-23-2679

里親制度をご存じですか？

児童相談所では、地域の子どもたちのために「里親」を募集しています。

里親とは、様々な事情により家庭で暮らすことができなくなった子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情とまごころを込めて育ててくださる方のことです。

子どもの健全な育成を図ることを目的とした、児童福祉法に基づく子どものための制度になります。

子どもの養育をすることとなった場合、里親手当や生活費が支給されます。その他、教育費や医療費などが公費から支払われます。

里親になる特別な資格はありませんが、一定の基準がございます。

里親に関心をお持ちの方、里親になることを希望される方、詳しい話が聞きたい方は、児童相談所までご連絡ください。

お問い合わせ先

北海道旭川児童相談所稚内分室
電話 0162-32-6171 (里親担当あて)



もちの話題

9月1日(木)

長寿の方にお祝品などが贈呈されました

9月1日から町内のご長寿の皆さん320名へ、お祝品として牛乳券4枚と御祝文書、また、満88歳および満77歳の方には商品券を併せて贈呈されました。

コロナ禍となってからはなかなか実施できていない長寿まつりの代替敬老行事で、お祝品を渡す際には、ご長寿のみなさんの生き生きとした笑顔を見ることができました。



8月27日(土)

認定こども園・へき地保育所運動会

8月27日に認定こども園とへき地保育所の合同運動会が開催されました。

当日は晴れ模様で気温の高い中での競技となりましたが、暑さに負けず、笑顔で元気いっぱいの子もたちに保護者の方たちは終始笑顔。見応え抜群の競技で会場は大盛り上がりでした。



8月24日(水)

抗原検査キット・アルコール消毒液が寄贈されました

8月24日、錦産業株式会社(稚内市)から地域貢献の一環として、新型コロナウイルス抗原検査キット200個およびアルコール消毒液40Lが町に寄贈されました。



地域おこし協力隊 通信 VOL.82

お問い合わせ先
(観光振興) 企画政策課 企画政策グループ
電話 5-1114 告知端末機 5-8814
(集落支援) 地域おこし協力隊問寒別事務所「ほっと」
電話・告知端末機 9-7367

観光振興担当 貞廣拓哉隊員



皆さんこんにちは、地域おこし協力隊の貞廣です。

7月22日(金)、24日(日)、26日(火)の計3日間、幌延ビジターセンター木道にて「ホテル観察ナイトウォーク」を町民限定イベントとして開催いたしました。お越しいただいた皆さま、ありがとうございました。

開催期間中に見られたホテルの数は延べ10匹ほどで、少ない日では2匹のみという結果に。思っていたよりもホテルの数が少なく、早々と帰ってしまった方もいらっしゃいました。そんな中、ある参加者がまるで宝探しをするかのように一生懸命ホテルを探し、ようやく見つけた時は嬉しそうに見ていたのが印象に残り、近くで見えていた私も嬉しくなりました。「ホテルが少なくて残念」という声があった中、「ハイケボタルが見られたことだけで十分」という声も頂きました。今回のイベントを通して、まだまだ勉強不足なことばかりだと実感し反省。そしてまだまだ沢山の魅力がある幌延町のことを改めてもっと知りたいと思います。



日没後のビジターセンター。好天に恵まれました。

集落支援担当 中井正幸隊員



8月11日未明、宗谷地方北部で震度5弱と震度5強の地震が立て続けに観測されたあの夜から早いもので1月半が過ぎました。震源地から近い問寒別でも大きな揺れを感じましたが、幸い怪我をされた方はいなかったようです。この日の地震は私自身生涯で体感した一番大きな揺れでした。

その後も余震が続く中、特に注意していたのが携帯電話と予備バッテリーの充電でした。

そこで今回のテーマは万が一の時の「公衆電話」です。最近では自然災害のみならず、大手通信会社の通信障害により長時間にわたり通話が出来なくなり、公衆電話の必要性が改めて話題になったというニュースも記憶に新しいのではないのでしょうか。

ここで問題です。問寒別地区には「24時間誰でも使用できる屋外の公衆電話」いわゆる「電話ボックス」はあるのでしょうか？

NTT東日本ホームページの公衆電話設置場所検索では問寒別地区に電話ボックスはありません。問寒別駅を起点にした場合、最寄りの電話ボックスは片道約13km離れた、雄信内郵便局前です。他に近い箇所は中川町のセイコーマート駐車場、ぽんぴらドライブイン駐車場に設置されています。

余談ですが皆さまのご自宅に設置されています告知端末機の電話では一般の固定電話、携帯電話との通話は出来ません。

あらためて災害の備えを身近に感じる出来事でした。



雄信内郵便局前



知っておこう! 三種類の基礎年金

老齢基礎年金

受給要件

- 国民年金保険料を納めた期間が10年以上ある方は、65歳になったときから受けることができます。
- ※ 第2号、第3号被保険者の期間も含まれます。
 - ※ 免除を受けた期間や任意加入とされていた期間に任意加入しなかった期間なども対象期間に含まれます。



計算式

$$\text{老齢基礎年金額 (令和4年度)} = 777,800 \text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{全額免除月数} \times 4}{8} + \frac{4 \text{分の} 1 \text{納付月数} \times 5}{8} + \frac{\text{半額納付月数} \times 6}{8} + \frac{4 \text{分の} 3 \text{納付月数} \times 7}{8}}{40 \text{年 (加入可能年数)} \times 12 \text{月}}$$

希望により60歳から65歳になるまでの間に減額された年金を受け取る繰り上げ請求や、66歳から75歳までの間に増額された年金を受け取る繰り下げ請求をすることもできますが、繰り上げ請求すると65歳前に特別支給される老齢厚生年金が支給停止されたり、病気やケガで障がい者になっても障害基礎年金が受けられなかったりしますので留意してください。なお、減額や増額された受給率は生涯変わりません。

障害基礎年金

受給要件

- ・ 初診日（病気やケガで初めて医師の診療を受けた日）において被保険者であること。
- ・ 障がいの状態が障害認定日に、障害等級表に定める1級または2級に該当していること。
- ・ 初診日の含まれる月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間保険料を納付または免除されていること。（ただし、初診日において65歳未満の場合は、初診日の含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいこととされています。）



20歳前に初診日がある場合

20歳に達したとき、障害等級表の1級または2級に該当する方は障害基礎年金を受けられますが、本人の所得に応じた支給制限があります。

障害基礎年金額 (令和4年度)	1級	972,250円
	2級	777,800円

- ※ 生計維持されている子（18歳に達した年度の末日までの子または20歳未満で1級・2級の障がいの状態にある子）があるときは、加算されます。

遺族基礎年金

受給要件

次の1から4のいずれかに該当する人が死亡したとき、その人に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受給できます。

- 1 被保険者であること。
- 2 被保険者であった人で、国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であること。
- 3 老齢基礎年金受給者であること。
- 4 老齢基礎年金の受給資格を満たしていること。

※ 1および2については、死亡日の前日において公的年金の加入期間の2/3以上の期間保険料を納付または免除されていること。（ただし、死亡日において65歳未満の場合は、死亡日の含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいこととされています。）

※ 3および4については、保険料納付済期間、免除期間および合算対象期間を合わせて25年以上あること。

遺族基礎年金額 (令和4年度)	配偶者と子1人	1,001,600円
	子1人のみ	777,800円

- ※ 子の数によって加算があります。



その他の給付

寡婦年金

死亡日の前日において、第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が10年以上ある夫が亡くなったときに、その夫と10年以上継続して婚姻関係(事実上の婚姻関係を含む)にあり、死亡当時にその夫に生計を維持されていた妻に対して、妻が60歳から65歳になるまでの間に支給されます。

死亡一時金

死亡日の前日において第1号被保険者として保険料を納めた月数(3/4納付月数は3/4月、半額納付月数は1/2月、1/4納付月数は1/4月として計算)が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けずに死亡し、その方によって生計を同じくしていた遺族が遺族基礎年金を受けられないときに支給されます。

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話 0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812

注:保セ=保健センター/子セ=子育て支援センター
 老セ=老人福祉センター/問セ=問寒別生涯学習センター
 国際=国際交流施設/問保=問寒別へき地保育所
 総体=総合体育館

1	土	ソフトエアロビクス 10:00～(総体) 町民文化祭(国際) ふるさと自然体験チャレンジ教室 「酪農体験」9:30～12:00
2	日	町民文化祭(国際)
3	月	
4	火	子宮がん・乳がん検診(予約制・保セ)
5	水	2歳児健康相談 10:00～(保セ)
6	木	すくすく健診 13:00～(保セ)
7	金	【問寒別出張診療日】 舞台芸術鑑賞事業 「大井健コンサート～BeautifulPiano～」 開演19:00～(国際)
8	土	
9	日	
10	月	スポーツの日
11	火	運動教室Re:Body 10:45～(問セ) 運動教室Re:Body 19:00～(保セ)
12	水	親子リズム体操遊び 10:30～11:30(子セ) 移動図書 15:30～18:00(こども園)
13	木	はつらつ教室 9:45～(保セ) 移動図書 15:30～16:30(問保)
14	金	幌延にこここ教室 9:30～(保セ) 料理教室(問セ)
15	土	へき地保育所おゆうぎ会 10:00～(問保) 秋の全道火災予防運動(31日まで)

16	日	
17	月	【心療内科・精神科診療日】 火災予防パレード(幌延10:30、問寒別13:30)
18	火	親子サロン 10:30～11:30(子セ) 子ども運動教室「コーディネーション」(総体) 図書企画展
19	水	問寒別にこここ教室 10:00～(問セ)
20	木	福寿会健康相談 13:30～(老セ) 出張ひろば 10:00～11:00(問保)
21	金	まちいちカフェ 9:45～(保セ) 5歳健康相談 13:00～(保セ)
22	土	ふるさと自然体験チャレンジ教室 「バードウォッチング」8:30～11:00(町内)
23	日	幌延中学校学校祭
24	月	はつらつ教室 9:45～(保セ)
25	火	運動教室Re:Body 19:00～(保セ)
26	水	認知症VR体験会 18:30～(国際)
27	木	親子サロン 10:30～11:30(子セ)
28	金	
29	土	問寒別町民文化祭(問セ)
30	日	問寒別町民文化祭(問セ)
31	月	【心療内科・精神科診療日】 総合スポーツ公園クローズ 子育て講習会(子セ)

※子育て支援センターの事業予定が急遽変更になる場合は、都度、告知端末機でお知らせします。



■お悔み申し上げます
 加賀山正俊さん(83歳)字北進
 北嶋 浩さん(66歳)字問寒別

☆お誕生おめでとう
 柏谷 美月ちゃん(父晃朗)米町

☆ご結婚おめでとう
 芳野 雅人さん
 小笠原あゆみさん
 字問寒別

戸籍の窓
 8月

◇幌延町社会福祉協議会へ
 (香典返しの一部)
 加賀山則子さん(夫)字北進

ご寄付ありがとうございます
 8月

わが家のエンジェル



梶浦 琉唯人 くん

令和3年12月18日生(宇幌延)
お父さん 裕太さん
お母さん 美奈子さん
わが家の長男、琉唯人です。いつもニコニコ笑顔で家族をほんわかさせてくれます。お姉ちゃんとおしゃべりするの大好きです。元気がいっぱい優しい子に育ってね。

新規採用職員を紹介



寺本 結菜

【所属】 総務財政課 総務グループ
【出身地】 宇幌町
【趣味】 子どもの野球観戦
【好きな食べ物】 寿司、牡蠣

宇幌町出身の寺本結菜と申します。一日でも早く仕事に慣れるように頑張りますので、皆様よろしくお祈りします！



岩川 智代

【所属】 保健福祉課 保健グループ
(兼)保健センター
(兼)幌延町国民健康保険診療所給食室
【出身地】 幌延町
【趣味】 ネットショッピング
【好きな食べ物】 午後の紅茶おいしい無糖

9月から管理栄養士として働くことになりました、岩川智代と申します。一日でも早く仕事に慣れ、住民のみなさんのお役に立てるように頑張ります。よろしくお願いいたします。

『春の全道火災予防運動』

1. 実施期間
10月15日(土)～10月31日(月) 17日間

2. 統一標語
『お出かけは マスク戸締り 火の用心』

◎火災が発生しやすい季節を迎えるに当たり、ストーブなどの火気器具の取扱いや火の消し忘れがないよう十分注意し、火の用心を心掛けて下さい。
また、逃げ遅れによる死傷者事故を防ぐため、日頃から住宅用火災警報器の作動確認をし、不具合がある場合は機器の交換をお願いします。未設置の住宅につきましては、早期に設置をしてください。

北留萌消防組合消防署幌延支署 電話 5-1159

八月定例俳句会作品

幌延ほおずき俳句会

帰省子を迎え華やぐ老の庭

横山 貞雄

帰省してお国訛りが復活す

富樫とも子

帰省子の寡黙同志が満たされて

田中 順子

父も来てラジオ体操夏休み

小玉 利治

生きていることが宿題夏休み

田中 徹男

ほろのべの裏窓

■ 今月号の裏窓も担当します。
■ 9月10日、十五夜の日に広報担当1君が真夜中に満月の撮影にチャレンジしました。綺麗な満月ですが、なかなか上手く背景を入れることができず、どこで撮影しても同じ、となったのが少し残念ですね。
■ 最近では十五夜の風習も廃れてきたように思いますが、初秋の澄んだ空気の中、まん丸のお月様を愛でるといっても、なかなか風雅で贅沢な時間ではないでしょうか。
■ 実は十五夜の他に十三夜というものもあります。古来は、十五夜か十三夜のどちらか一つしか見ないことを片月見といい、あまり縁起が良くないこととされていきました。今年の十三夜は10月8日です。満月に少し欠けた、完全でないものを愛でる日本ならではの文化です。今年も十三夜のお月見はどうですか？



ハロウィンジャンボ5億円
(1等3億円・前後賞各1億円合わせて)
ハロウィンジャンボミニ5千万円
(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)
この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
各1枚 300円
9月21日(水)2種類同時発売!
発売期間 10/21(金)まで
公益財団法人北海道市町村振興協会

広報へのご意見、ご要望をお寄せください

住民生活課生活グループ

電話 5-1112 / 告知端末機 5-8812



広報ほろのべの窓 10月号

令和4年10月
発行 / 幌延町

■ 企画・編集 / 住民生活課生活グループ ■ 印刷 / 株式会社須田製版
■ 幌延町ホームページアドレス / <https://www.town.horonobe.hokkaido.jp>

UD FONT この広報誌は、読みやすさに配慮したユニバーサルデザインフォントを採用しています。

● この広報誌は、資源保護のため再生紙を利用しています。